

改正

平成25年3月28日告示第30号
平成27年3月27日告示第20号
平成29年3月27日告示第28号
令和2年3月27日告示第25号
令和3年3月31日告示第65号
令和5年3月29日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新温泉町の食材を活用した食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を支援することにより、地域資源を活用した経済の活性化を図るため、新温泉町地域資源活用促進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 協同組合 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等をいう。
- (3) 生産者団体 生産者を含む5名以上で構成される団体をいう。
- (4) 食品加工団体 食品の加工販売を行う団体で、組織として規約等を有する団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良により地元食材の付加価値を向上し販路拡大を図る事業（本補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業に限る。）とする。ただし、当該事業が他の制度により補助金の交付を受けている場合又は受ける予定がある場合は、本補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となるものは、中小企業者、協同組合、生産者団体及び食品加工団体並びにこれらの連携体で次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新温泉町内に事業所又は生産加工の場を有すること。
- (2) 代表者が町税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、商品の開発又は改良にかかるものとし、別表に掲げる経費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）と補助限度額50万円のいずれか少ない額を予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、新温泉町地域資源活用促進事業実施計画書（様式第1号）とする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による報告は、補助対象事業の完了後、速やかに行わなければならない。

2 規則第11条の報告書に添付すべき書類は、新温泉町地域資源活用促進事業事業報告書（様式第2号）とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成25年3月28日告示第30号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第20号)

この告示は、平成27年3月27日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第28号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第25号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第52号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費

区分	適要
謝金	講師、専門家への講師謝金（1日当たり10万円を上限とする。）
旅費	講師招待、先進地視察に伴う交通費
原材料費	試作品に係る原材料費
機械設備費	機械装置の購入又は既存機械の改良経費 ※商品開発に必要不可欠なものについて、費用の50%（上限80万円）を補助対象とする。

	ただし、量産を目的に使用するもの、著しく汎用性の高いものは補助対象外とする。
使用料及び賃借料	研修会又は事業に供する会場使用料、機械リースに要する経費
委託料	ホームページの作成を委託する場合の経費、商品の品質調査・成分分析に伴う経費、特許権・商標登録等に係る費用
広告宣伝費	広告折込、印刷製本費（包装等のデザイン料を含む。）
備品購入費	出展等に伴う備品購入費（上限20万円）
負担金	技術習得のための研修参加費
雑費	事務消耗品、通信運搬費
その他	町長が特に必要と認めた経費